

**<判例研究>招集通知発送後に代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および場所を変更することの許否：大阪地決令和二年四月二二日 資料版商事法務四三五号一四三頁(関西学院大学商法研究会)**

著者	藤田 和樹
雑誌名	法と政治
巻	73
号	2
ページ	41(350)-50(341)
発行年	2022-08-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/00030427">http://hdl.handle.net/10236/00030427</a>

## 招集通知発送後に代表取締役が取締役

### 会決議を経ずに株主総会の開始時

### 刻および場所を変更することの許

否

大阪地決令和二年四月二日  
資料版商事法務四三三三三頁

藤田和樹

【事実の概要】  
A社は、建築工事の請負および施工等を目的とする株式会社（公法上の公開会社かつ大会社）である。A社の取締役であり六か月前から引き続きA社の発行する株式を保有するX（債権者）およびA社の前取締役兼代表取締役であるBは、令和二年二月一四日付けで、A社に対し、X、B外九名を取締役に選任する旨の提案権を行使した。

招集通知発送後に代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および……

令和二年三月五日、A社の取締役会は、同年四月二三日午前一〇時より、大阪市内にあるCホテルの大宴会場（以下、「ホテル大宴会場」という）にて定時株主総会（以下、「本件定時総会」という）を招集する旨決議し（以下、「本件定時総会招集決議」という）、A社の取締役兼代表取締役であるY（債権者）は、同年四月一日、本件定時総会招集決議に基づき、本件定時総会の招集通知等に記載された情報に係る電磁的記録をA社のウェブサイトで公表した。本件定時総会の決議事項としては、剰余金の処分の件、定款一部変更（取締役の任期を二年から一年に短縮する旨の議案）、取締役二名選任の件（Y外一名の候補者を取締役に選任する旨の議案）、監査役一名選任の件、取締役（社外取締役を除く）に対する賞与支給の件、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件、取締役一名選任の件（B、X外九名の候補者を取締役に選任する旨の議案）が列挙された。そして、Yは、同年四月六日、A社の代表取締役として、株主に対し、本件定時総会の招集通知等に係る書面を発送した。

他方において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の

一部を改正する法律（以下、「特措法」という）が令和二年三月一三日に公布され、翌一日に施行された。内閣総理大臣（当時）は、特措法三二条一項に基づき、新型コロナウイルス感染症による新型コロナウイルス緊急事態が発生した旨および一定の事項を公示した（以下、「緊急事態宣言」という）。新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間は同年四月七日から翌月六日までとされ、緊急事態措置を実施すべき区域は大阪府を含む七都府県とされた。そして、大阪府知事は、同年四月一三日、特措法二四条九項に基づき、床面積合計一〇〇〇平方メートルを超えるホテルまたは旅館の集会の用に供する部分等一定施設に対して、同年四月一四日から翌月六日までの間、基本的に休止を要請した。これを承けたホテル休業により、ホテル大宴会場での本件定時総会の開催は事実上困難となった。そこで、Yは、同年四月一五日、A社の代表取締役として、本件定時総会の開催場所をCホテルに隣接する建物の三五階空きフロア（以下、「三五階空きフロア」という）、開始時刻を午前一〇時三〇分に変更し（以下、これらを併せて「本件変更」という）、第六九回定時株主総会開催場所・開始時刻変更等について」と題する電磁的記録をA社のウェブサイトで公表した（以下、「本件公表」という）。

令和二年四月一六日、Xは、Yに対し、本件変更は招集手続に関する法令に違反したYの違法行為であり、本件変更を前提に三五階空きフロアにて本件定時総会を開催することはYのA社に対する善管注意義務違反の違法行為であるとして、会社法三六〇条三項において読み替えて適用する同条一項に基づく差止請求権を被保全権利として、本件定時総会の開催禁止を求める仮の地位に基づく仮処分命令を申立てた。

### 【決定要旨】申立却下・確定

一 招集通知後に株主総会の日時及び場所を変更したこと自体の違法について

「会社法上、株主総会を招集するに当たり、取締役会で定めた会社法二九八条一項所定の事項を変更しようとする場合の要件や手続につき、明文の規定はない。」

「本件定時総会招集決議を執行すべきYその他A社の代表取締役の権限の範囲は、本件定時総会招集決定の合理的解釈によって画定されるものというべきである。招集通知……の最初の頁には、新型コロナウイルス感染症への対応として、『本定時株主総会運営に変更が生じた場合には、以下のウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際に

はご確認ください。』という一文が明記され、参照先のURLが記載されていたのであるから、本件定時総会招集決定は、新型コロナウイルス感染症の動向いかんによっては定時株主総会の運営に変更があり得ることを前提としていたことが明らかであり、変更をおよそ許容しない趣旨と解することはできない。」

二 取締役会決議によらないで株主総会の日時及び場所を変更した違法について

「Y限りで株主総会の日時及び場所を変更することの可否等も、本件定時総会招集決議の解釈により決せられることとなる。もとより、本件定時総会招集決議を執行するに当たり、株主の議決権行使が妨げられることとなるような恣意的な変更を許容する趣旨と解することはできないが、少なくとも本件のように、Yが、当初予定していたホテル大宴会場の使用が事実上不可能になったこと……に伴い、代替会場として、隣接する高層ビルの三五階をフロアごと確保し、これに伴い、三五階空きフロアへの移動時間を考慮して開始時刻を三〇分繰り下げる範囲で本件定時総会の開始時刻及び場所を変更するとどまる本件変更は、本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものとまではいえ

ない。」

三 本件変更を前提とした本件定時総会開催の善管注意義務違反について

「Yは、本件定時総会招集決議の趣旨に沿って事務を執行すべき義務を負うことが出发点となるから、本件定時総会招集決議の内容を、Y限りで否定すべきことを求める法的義務を負わせることは困難であるし、実質的にも不当な結果を招くこととなる。」

「仮に、緊急事態宣言が、株主総会の開催自体を決定的に左右する事情変更と一般的に評価されているといえるのであれば、Yに対し、取締役会を別途招集するなどして、本件定時総会招集決議に従った業務執行をすべき義務を解除させ、本件定時総会に関し、流会、延会や継続会を含めた時宜に応じた柔軟な業務を執行可能とする授權を得ることに向けて尽力すべき義務について検討する余地がある。

しかし、緊急事態宣言が迫る情勢下で令和二年四月二日に経済産業省及び法務省から公表された『株主総会運営に係るQ&A』……では、既に招集通知を発送済みの株式会社を念頭に、株主総会を開催すること自体は默示的に肯定しつつ、感染拡大防止策として、株主に来場を控えるよう呼

招集通知発送後に代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および……

四三

びかけることの可否、会場に入場できる株主の人数制限等、会場規模縮小を念頭に置いた出席者の事前登録制、発熱や咳などの症状を有する株主対応等についての検討がされており、緊急事態宣言がされた後に公表された令和二年四月一四日改訂版でも、実質的変更はされていない。開催予定日が緊急事態宣言後となった他社の株主総会においても、その開催が一律かつ当然に見送られている状況にはない現状を踏まえる限り、緊急事態宣言が、株主総会の開催自体を決定的に左右する事情であると一般的に評価されているということとはできない。A社取締役会も、取締役候補者選任をめぐっては鋭く対立しているものの、緊急事態宣言前後を通じて、本件定時総会を開催する方向で異論なく準備を進めてきたと認められるのであり、それまでのYの認識と前提を全く異にする義務を肯定することは困難であるというべきである。」

### 【研究】

#### 一 はじめに

大阪地決令和二年四月二二日資料版商事法務四三五号一四三頁（以下、「本決定」という）は、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言に伴うホテル等に対する

休止要請により株主総会招集通知に記載された会場が使用困難となったために代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および場所を変更した行為につき、当該行為を違法ではないと判断した事例である。株主総会の開催日時・場所を変更することの許否が問題となった裁判例は過去においても存在したが、<sup>①</sup>感染症の流行に端を発するケースは本決定が最初ではないだろうか。<sup>②</sup>本稿では、主として、株主総会の招集手続に係る論点に対する学説および判例（裁判例）を参照しながら本決定の分析を試みることにする。

#### 二 株主総会の招集手続について

##### 1 学説・判例（裁判例）

取締役会設置会社における株主総会の招集決定権限は取締役会が有している（会社法二九八条四項）。学説によると、取締役会が株主総会の日時・場所・議題などの大綱を定め、当該決定に従って代表取締役が株主総会の具体的な招集手続を行うと説明されている。<sup>③</sup>このような手続が踏まれる目的の一つに、代表取締役による専断的な株主総会運営の抑止が挙げられる。<sup>④</sup>その一方で、招集事項の決定は必ずしも取締役会の専権事項ではなく、代表取締役への授權

も否定されるべきではないとする学説も見られる。<sup>(5)</sup> この学説は、仮に招集事項の決定が取締役会の専権事項であるとすれば、その旨が会社法三六二条四項のように規定されているはずであるが、同法二九八条四項はそのような規定にはなっていないと説明する。<sup>(6)</sup> なお、判例によると、取締役会決議を経ずに代表取締役が招集した株主総会の決議の効力については、決議取消事由が存在すると解されており、<sup>(7)</sup> 通説も判例と同様の立場である。<sup>(8)</sup>

さて、株主総会の招集通知を一旦発した後であっても、その会日前に改めて全株主に通知して総会延期の処置をとることが行われており、総会招集の手続と同様の手続によるならばその処置は有効であるとする学説がある。<sup>(9)</sup> 別の学説も、総会延期の処置をとる場合、取締役会決議に基づき、代表取締役が各株主に対して招集撤回の通知を行い、その通知が予定された株主総会の開催期日の前に到達することが必要であり、取締役会決議を経ずになされた代表取締役による招集撤回の通知は適法とはいえないとする。<sup>(10)</sup> 裁判例も、「総会を招集する場合、招集権者が総会開催の日時、場所を定めて各株主に招集通知を発した後においても、招集権者は、その期日到来前には、総会招集の場合におけると同じ手続をとることにより、右総会招集期日または招集

場所を変更し、あるいは招集の撤回をすることができる」と判示する。<sup>(11)</sup>

右記のように、総会招集期日（日時）または招集場所を変更するためには、総会招集の場合と同様の手続きをとることが必要となるが、一切の例外をも許容されないのかが問題となる。裁判例を見てみると、「株主総会の招集通知において開催の場所を指定するのは、株主に対し総会出席の機会を確保するにあつて、特定の場所そのものに格別の意義があるからではないので、開催の場所を変更するについて正当な理由があり、かつ変更について相当な周知方法を講じることができるときは、会場を変更することができるものと解する」と判示し、総会当日の朝になされた会場変更を許容した裁判例がある。<sup>(12)</sup> 他方において、「総会開催の直前になつて招集者が任意に会場を変更することは、やむを得ない事情がある場合以外には許されない」と判示し、特定の株主の除外を意図して招集場所とは異なる場所で株主総会を開催したことをもって株主総会の成立手続に著しい瑕疵があるとし、当該株主総会での決議を不存在とした裁判例がある。<sup>(13)</sup> さらに、「総会の開催時刻が、社会通念上から見て、是認し得る程度に遅延することは、手続上の瑕疵にならないと言い得べきも、……三時間以上も遅延し

招集通知発送後に代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および……

四五

たような場合は、事由の如何はともあれ、開会時間を不確定とし刻刻に参集した株主に対し、開会時に於ける臨席を困難ならしめるもので、著しくその手続が不公正であるといわざるを得ない」と判示した裁判例もある<sup>(14)</sup>。なお、学説では、株主に通知した総会の日時・場所を変更することは、やむを得ない理由があり、かつ、株主等に対する適切な周知方法がとられれば可能であるとするのが通説である<sup>(15)</sup>。

## 2 私見（本決定の分析）

わが国の会社法は株主総会の招集手続を強行的に定めているところ<sup>(16)</sup>、取締役会設置会社においては、取締役会が株主総会の日時・場所を定めることとなっているため（会社法二九八条四項・一項一号）、原則的には、Yが取締役会決議を経ずに総会の日時・場所を変更することは許されなはずである。本決定は、「代表取締役の権限の範囲は、本件定時総会招集決定の合理的解釈によって画定される」とした上で、招集通知後における取締役会決議を経ない事件変更について、「執行の域を逸脱するものとまではいえない」と判示し、当該変更を代表取締役の裁量（権限）の範囲内と捉えているものと思われるが、まずは、そのような捉え方をすることが原則として現行の会社法のもとで許

容され得るのかが問題となろう。

株主総会の招集権限は取締役会に専属するが、取締役会が会議体であることからその意思決定を自ら執行することができないため、株主総会開催の執行は代表取締役によってなされる必要がある<sup>(17)</sup>。また、取締役会で決定すべき事項は、株主総会を招集する旨、会議の目的たる事項（議題）、日時・場所等の大綱であり、細目の決定は代表取締役に委ね得るとする学説が見られるように、代表取締役が決定し得るのは細目的事項にとどまるものと考えられる。仮に、総会の日時・場所の変更を代表取締役の執行権限の範囲内と捉えたならば、どの集会在株主総会と認められるかで紛争が生じる可能性を孕むことになる。複数の代表取締役がいる場合には各代表取締役の行った当該変更によって複数の株主総会が招集される事態が生じ得るからである<sup>(18)</sup>。右に述べたことからすると、総会の日時・場所の変更を代表取締役の執行権限の範囲内と捉えることには幾分か問題があるように思われる。ただし、本件には特殊な事情（特殊性）が存在する。本件定時総会の招集通知において、「本定時株主総会運営に変更が生じた場合には、以下のウェブサイトに掲載いたします……」と明記されている点である。この点が本決定の帰趨を決めたものと考えられる。招集通知

にかかる記載がなければ、本決定の要旨が著しく異なるものになっていた蓋然性が高く、本件変更を適法とすることはきわめて困難であったものと推察される。したがって、本決定は、総会の日時・場所の変更を代表取締役の執行権限の範囲内の行為である旨を宣明したのではなく、本件の特殊性に鑑みた事例判断であると考えられるため、本決定の射程はかなり限定的であることが窺える。基本的には右記のような記載が招集通知に明示されていることが必要不可欠であり、黙示では足りないものと解されよう。なお、愚見を述べておくと、そもそも、総会運営の変更には、日時・場所の変更までは含まれないとするのが比較的素直な文理解釈であり、総会の日時・場所の変更ができる旨を明瞭な文言で招集通知に記載していない限り、現行の会社法のもとでは、代表取締役がその日時・場所の変更をなすことはできないと解すべきではないだろうか。

次に、本決定の要旨には、「株主の議決権行使が妨げられることとなるような恣意的な変更を許容する趣旨と解することはできない」とあるように、代表取締役による総会の日時・場所の恣意的な変更を許容することができないことは自明であるが、かかる恣意性が存在しない場合において、いわば例外的に、代表取締役に一定の裁量が認められ

る余地があるのかが問題となる。

学説において、総会直前における開会時間・会場の変更も、総会に参集する株主にその変更を周知させ、変更場所に誘導するなど、その時々々の事態に応じた万全の措置を講ずるならば不可能ではないとする見解が唱えられている。<sup>(20)</sup>

株主全員に出席の機会と準備の余裕を与え、また、どの集会が株主総会と認められるかの紛争を防ぐ（法的安定性を確保する）ために、総会の招集は権限のある者が法定の手續に従ってなすように求められていることに鑑みれば、いわゆる臨機応変な対応（変更）を容易に認めることは妥当ではないが、法の趣旨に反しない限り、代表取締役による総会の日時・場所の変更が許容される余地があるといえよう。本件公表については、A社のウェブサイトでの事前の公表という比較的適切な周知方法であったことから、実質的にすべての株主への周知がなされたとはいえないまでも、ほとんどの株主に出席の機会と準備の余裕を与えていると評価することは可能であり、また、どの集会が株主総会と認められるかの紛争が生じることも現実的に考え難いであろう。その一方で、本件変更も、株主総会の日時・場所の変更であることには相違なく、そうである限り、原則として（どの集会を株主総会と認めるかの紛争が事実上起き得

招集通知発送後に代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および……

四七

ないとしても）取締役会決議において日時・場所を変更することによって初めて法的安定性が確保されるといえ、加えて、利害関係者が概して多数存在する公開会社かつ大企業では法的安定性の確保がより重視されるべきであると考えられよう。これらをもとに総合的に考察すると、たとえば、同じ建物内での会場の変更であり、開始時刻も数分程度の繰り下げであれば（そもそも、この場合、株主総会の日時・場所の変更とまでは解されない可能性もある）、前記の通説がいうように、やむを得ない理由があり、かつ、株主等に対する適切な周知方法がとられれば許容すべきであると考えられるが、本件の場合、建物を異にする場所への変更であり、そのために開始時刻を三〇分繰り下げており（これをもって、株主総会の日時・場所の変更と解することが相当であろう）、加えて、A社が公開会社かつ大企業であることに鑑みれば、Yによる本件変更を認めることには躊躇を覚えざるを得ない。総会の日時・場所の変更に關して、代表取締役に一定の裁量を認める余地があることは首肯できるが、本件変更をなし得るまでの裁量はないと解するのが比較的穩当ではないだろうか。

なお、株主総会開催禁止仮処分が認められるためには、Xが、A社に回復することができない損害が生

じるおそれがあること（会社法三六〇条一項・三項）を疎明しなければならぬところ、株主総会開催前に当該損害を疎明することは一般的に困難である（殊に未曾有の事態が生じている本件であれば尚更であろう）と考えられるので、本件変更が違法だとしても、Xの申立てが認められる可能性はきわめて低いものと推察される。<sup>(23)</sup>

最後に、善管注意義務違反について若干の愚見を述べる。一般論として、株主総会が開催できる状態であるにもかかわらず招集の撤回をした場合には取締役の責任問題が残るとする旨の見解が唱えられているところ、<sup>(24)</sup>基本的には、やむを得ない事由がなければ株主総会は開催されるべきであろう。<sup>(25)</sup>新型コロナウイルスの感染拡大（緊急事態宣言）がやむを得ない事由に該当するかどうか問題となるところであるが、本決定の要旨にあるように、経済産業省および法務省が公表している「株主総会運営に係るQ&A」が株主総会を開催すること自体を黙示的に肯定していること等に鑑みれば、慎重な検討を要するものの、新型コロナウイルスの感染拡大が株主総会を開催しないためのやむを得ない事由に該当するとはいい難いであろう。

### 三 結語に代えて

本件は新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に端を発する事例であるため、これまでの学説・判例(裁判例)から本件変更の適法性を分析するのは簡単ではないといわざるを得ない。有事と平時とで会社法の解釈に多少の違いがあってもよいとする見解があるが、その解釈に限界が存することは論を俟たないであろう。有事に対処するための法改正(法の整備)が急務ではないだろうか。

なお、本判決の評釈には本稿で引用したもののほか、潘阿憲・法学教室四八一号(二〇二〇年)一一五頁、尾形祥・新・判例解説Watch二八巻(二〇二一年)一五五頁、三笠裕(監修)≪小川美月(執筆)・ビジネス法務二二巻二号(二〇二二年)五四頁がある。

- (1) 本稿において紹介する。
- (2) 松下泰浩「本件判批」ジュリスト一五五八号(二〇二二年)一六頁参照。
- (3) 米津昭子「判批」法学研究三五巻八号(一九六二年)九五頁。なお、株主総会を招集する主体は端的に取締役と規定されているが(会社法二九六条三項)、取締役会決議に基づいて株主総会の招集が決定された場合において当該招集を行うのは業務執行の一環であるため(同法三六三条一項一号、同法二九六条三項の取締役は取締役会設置会社の場合には代表取締役と解すべきである

招集通知発送後に代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会の開始時刻および……

とする見解が唱えられている(江頭憲治郎≪中村直人編『論点体系会社法(二)(第二版)』(第一法規、二〇二一年)五六八頁(松井秀征))。

- (4) 一ノ澤直人「判批」金融・商事判例一四六三号(二〇二五年)一六頁。
- (5) 品谷篤哉「判批」立命館法学三六一号(二〇一五年)二六四頁。
- (6) 品谷・前掲注(5)二六四頁。
- (7) 最判昭和四六年三月一八日民集二五巻二号一八三頁。
- (8) 大隅健一郎ほか「共同研究(株主総会 第一回)ジュリスト七九号(一九五五年)四五頁(大隅健一郎発言)、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(五)株式会社機関(一)』(有斐閣、一九八六年)三一七頁(岩原伸作)、岩原伸作編『会社法コンメンタール(七)機関(一)』(商事法務、二〇一三年)七〇頁(青竹正一)、黒沼悦郎『会社法(第二版)』(商事法務、二〇二〇年)九〇頁、高橋英治『会社法概説(第四版)』(中央経済社、二〇二〇年)一〇八一―〇九頁、高橋紀夫『会社法(第二版)』(嵯峨野書院、二〇二〇年)一八三頁、江頭憲治郎『株式会社法(第八版)』(有斐閣、二〇二二年)三七九頁、弥永真生「リーガルマインド会社法『第一五版』(有斐閣、二〇二二年)一四頁注一五、神田秀樹『会社法(第二四版)』(弘文堂、二〇二二年)二一八頁注三。
- (9) 大隅ほか・前掲注(8)四一―四二頁(大隅発言)。
- (10) 米津昭子「判批」法学研究三九巻三三号(一九六六年)六九頁。
- (11) 東京地判昭和三〇年七月八日下民六巻七号一三六一頁。なお、同裁判例は、「一旦総会が開催された場合においては、もはや招集権者は総会の延期または続行等を決し得る権限はなく、これをなし得るものは総会そのものであることまたいうまでもない」と

も判示している。

- (12) 広島高松江支判昭和三六年三月二〇日下民二二卷三号五六九頁。なお、この事案では、指定会場を使用する者らが他にもおり、その(者らの)道具や荷物等のために指定会場で総会を実施するには狭いと判断したため、総会当日の朝に急遽会場を変更することになり、指定会場および新会場の前にその旨の掲示を出し、また、案内人を置くなどの措置がとられていた。
- (13) 大阪高判昭和五八年六月一四日判夕五〇九号三六頁。なお、この事案では、招集場所において開催場所の変更の決議をすることは可能であり、また、その招集場所での株主総会の開催も物理的に不可能ではなかった。
- (14) 水戸地下妻支判昭和三五年九月三〇日下民一一卷九号二〇四三頁。
- (15) 江頭・前掲注(8)三三〇頁注二、江頭Ⅱ中村編・前掲注(3)五八四頁(松井秀樹)。
- (16) 弥永真生「判批」ジュリスト一四七一号(二〇一四年)三頁。
- (17) 上柳ほか編・前掲注(8)三一頁(前田重行)。
- (18) 北沢正啓『会社法(第六版)』(青林書院、二〇〇一年)三〇九頁。なお、前述の通説によると、やむを得ない理由があり、かつ、株主等に対する適切な周知方法がとられれば、総会の日時・場所を変更することは可能であるとされるが、少なくとも取締役会から代表取締役への授権がなされている必要があり、そのような授権がないにもかかわらず代表取締役が取締役会決議を経ずに総会の日時・場所を変更できると解することには疑問がある。
- (19) 北沢・前掲注(18)三〇九頁参照。
- (20) 大隅健一郎ほか『新会社法概説(第二版)』(有斐閣、二〇一〇年)一四五頁注八二。
- (21) 弥永・前掲注(8)一三三頁。
- (22) 本件における三〇分という時間の捉え方について検討すると、株主総会の開始時刻が三〇分遅れることにより、その終了時刻も三〇分遅れるものと推察され、それにより株主総会への出席を断念せざるを得ない株主が一人ならず存在する可能性があることに鑑みれば、株主総会の開始時刻を三〇分遅らせることは取るに足りない軽微な変更とはいえないであろう。
- (23) 松下・前掲注(1)一一八頁参照。
- (24) 大隅ほか・前掲注(8)四二頁(大隅発言)。一旦招集した以上は可能な限り株主総会を開催し、その総会に諮った上で延期すべきであるとし、取締役の一方的な判断で招集の撤回の措置をとった場合、善管注意義務に缺けるところがないかどうかの問題が残る旨が述べられている(大隅ほか・同四二頁(大隅発言))。
- (25) 大隅ほか・前掲注(8)四二頁(西原寛一発言)参照。
- (26) 神田秀樹「有事下における定時株主総会の開催」商事法務二二二二〇号(二〇二〇年)五八頁。